

特定非営利活動促進法改正のポイント及び必要な手続き

内容についてのお問い合わせは、長野県企画部 県民協働・NPO課まで
(TEL026-235-7189 又は 7190 電子メール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp)

所轄庁の変更

法第9条

ここが変わりました

複数の県に事務所を置く法人の所轄庁が、内閣府から主たる事務所が所在する都道府県又は政令指定都市に移管されました。

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事(単独の都道府県に事務所を置く場合) ・内閣総理大臣(複数の都道府県に事務所を置く場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所所在地の都道府県知事又は政令指定都市の長

改正のポイント

長野県に主たる事務所を持つNPO法人が他県に従たる事務所を設置する場合でも、長野県への定款変更の届出のみで可能となりました。

活動分野の追加

法第2条別表

ここが変わりました

法第2条の別表に記載されている17の活動分野に新たに3つの活動分野が追加されました。

現 行	改 正 後
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2 社会教育の推進を図る活動	2 社会教育の推進を図る活動
3 まちづくりの推進を図る活動	3 まちづくりの推進を図る活動
	4 観光の振興を図る活動
	5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5 環境の保全を図る活動	7 環境の保全を図る活動
6 災害救援活動	8 災害救援活動
7 地域安全活動	9 地域安全活動
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9 国際協力の活動	11 国際協力の活動
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11 子どもの健全育成を図る活動	13 子どもの健全育成を図る活動
12 情報化社会の発展を図る活動	14 情報化社会の発展を図る活動
13 科学技術の振興を図る活動	15 科学技術の振興を図る活動
14 経済活動の活性化を図る活動	16 経済活動の活性化を図る活動
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
15 活動	17 活動
16 消費者の保護を図る活動	18 消費者の保護を図る活動
17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
	20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として県の条例で定める活動

改正のポイント

新たに追加された、4の「観光の振興を図る活動」及び5の「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」は、これまで「まちづくりの推進を図る活動」として認証されてきたものを、新たな分野として明示したものです。

既に「まちづくりの推進を図る活動」として認証を受けこれらに類する活動をしている法人に対し、何らかの活動の制限が生じるものではありません。

必要な手続き

新たな活動分野が追加されたことにより、第4号以降の号数がずれますので、定款にこの号数を記載している場合は、定款変更の認証申請が必要です。

現行の定款例	変更後の定款例
特定非営利活動促進法第2条第1項別表第5号に規定する環境の保全を図る活動を行う。	特定非営利活動促進法第2条第1項別表第7号に規定する環境の保全を図る活動を行う。
特定非営利活動促進法第2条第1項別表第5号及び第11号に該当する特定非営利活動を行う。	特定非営利活動促進法第2条第1項別表第7号及び第13号に該当する特定非営利活動を行う。

縦覧期間中の補正

ここが変わりました

法第10条第3項

県の条例で定める申請書類中の軽微な不備に係る事項について補正が可能になりました。

補正期間: 縦覧開始から1月を経過する日までの間

補正事項: 誤記その他これに類する明白な誤り

必要な手続き

定款変更認証申請等に係る書類の軽微な不備に係る補正については、「補正書」により県に対し補正を申し立てることができます。

社員総会の決議の省略

ここが変わりました

法第14条の9

理事又は社員が社員総会の議案を提案した場合で、この提案について社員全員が書面又は電磁的記録(電子メール等)で同意の意思表示をしたときは、この提案を可決する社員総会の決議があったものとみなすことができるようになりました。

必要な手続き

社員総会の決議があったものとみなされた場合の総会議事録については、記載内容が通常の総会議事録とは異なるため、みなし決議を行うためには、定款に議事録の記載内容を定めて、定款変更の認証申請をする必要があります。

定款の変更例

(定款の議事録の規定に次の内容を追加)

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

定款変更の届出事項の拡大

法第 25 条第 3 項

ここが変わりました

届出のみで定款の変更ができる事項が拡大されました。

【所轄庁への届出で定款変更が可能な事項】

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものを除く) ・資産に関する事項 ・公告の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものを除く) ・資産に関する事項 ・公告の方法 ・役員の定数 ・会計に関する事項 ・事業年度 ・解散に関する事項(残余財産の処分に係るものを除く。) ・法第 11 条第 1 項各号に記載のない事項(合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項など)

必要な手続き

定款で「法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。」などと規定している場合は、定款変更の認証申請をする必要があります。

現 行 の 定 款 例	変 更 後 の 定 款 例
法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。	法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

【参考】改正後の第 25 条第 3 項の規定

以下に掲げる事項の定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

- ・目的
- ・名称
- ・特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・事務所の所在地(所轄庁変更を伴うもののみ)
- ・社会の資格の得喪に関する事項
- ・役員に関する事項(役員定数に係るもの以外)
- ・会議に関する事項
- ・その他の事業に関する事項
- ・解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るもののみ)
- ・定款の変更に関する事項

解散公告の簡素化

法第 31 条の 10

ここが変わりました

解散時の債権者への債権の申し出に係る公告(官報)の回数が、「少なくとも3回」から「少なくとも1回」に簡素化されました。

現 行	改 正 後
清算人就任後2月以内に、少なくとも3回	解散後遅滞なく、少なくとも1回

理事の代表権の制限

法第 16 条

ここが変わりました

「理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。」とする規定が削除されたことにより、定款で理事の代表権に制限を加えることで、理事全員ではなく代表者のみの登記が可能となりました。

現行の法務局での登記	改正後の法務局での登記
理事全員を登記	代表権を持つ理事のみを登記(定款に理事の代表権を制限する規定を設けた場合)

改正のポイント

理事長や代表理事などが代表権を持ち、他の理事は代表権を有しないことを定款で定めることにより、代表権を持つ理事のみの登記ができるようになります。また、定款で「理事長はこの法人を代表し」と規定している場合は、他の理事の代表権を制限していることになります。

必要な手続き

1 定款の変更

定款で「理事長はこの法人を代表し」と規定している場合、他の理事の代表権を制限していることになるため、代表権の制限を行わない場合は、定款変更の認証申請をする必要があります。

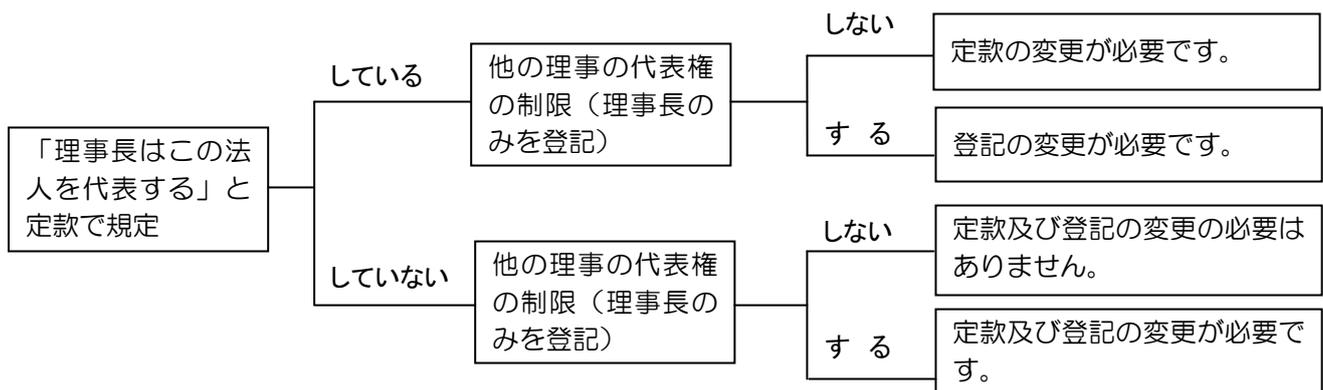
現行の定款例	定款の変更例
第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 省略	(代表権を制限しない場合) 第〇条 理事長は、この法人の業務を総理する。 2 省略 3 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 (代表権の制限をより明確にする場合) 第〇条 省略 2 省略 3 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

※代表権の制限をより明確する場合の定款変更を行うかについては任意です。

2 登記の変更

定款上「理事長はこの法人を代表し」と規定している場合、他の理事の代表権を制限していることになるため、代表者のみの登記とする必要があります。定款でこのように代表権を制限している場合、平成 24 年9月 末までに他の理事の代表権喪失による変更の登記をしておく必要があります。

この変更の登記を怠ると登記令違反となり、過料の対象となる場合がありますのでご注意ください。



認証後未登記団体の認証取消し

法第13条第3項

ここが変わりました

設立認証を受けた日から6月を経過しても法務局での設立登記をしないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができるようになりました。

現 行	改 正 後
登記することを怠ったとき ・20万円以下の過料	登記することを怠ったとき ・20万円以下の過料 6月を経過しても登記をしないとき ・設立認証の取消し

計算書類の変更

法第27条

ここが変わりました

法人が作成する計算書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」に改めるとともに、設立申請時に作成する「収支予算書」が「活動予算書」に改正されました。

現 行	改 正 後
収支計算書	活動計算書
収支予算書	活動予算書

収支計算書：当期における収入と支出を表示したもので、資金の増減を記載する。

活動計算書：当期の正味財産の増減原因を表示したもので、活動に係る事業の実績を記載する。

改正のポイント

1 活動計算書の作成

「収支計算書」が「活動計算書」に改正されたことに伴い、毎事業年度終了後に作成する計算書類のうち「収支計算書」は「活動計算書」として作成する必要があります。

活動計算書等の作成については、「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き」に記載例等を掲載していますので、参考としてください。

2 計算書類の別欄表示

法第5条第2項で「その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。」と規定していることから、別業での作成が求められてきましたが、法改正を機に、一つの書類の中で別欄表示することができるようになりました。

必要な手続き

1 活動計算書の作成

法人の事務所に備え置く書類及び県へ提出する事業報告書等の書類についても、活動計算書とする必要があります。なお、法の附則の規定により、当分の間は収支計算書等でも可とされていますが、順次「活動計算書」への切り替えをお願いします。

2 定款の変更

「活動計算書」や「活動予算書」に切り替えた場合は、定款上の表記について変更を行う必要がありますので、定款変更届を提出してください。

事務所に備え置き閲覧に供する書類・場所の追加

法第 28 条

ここが変わりました

法人の主たる事務所に加え、従たる事務所においても法人の利害関係人に対する「事業報告書等」の閲覧が義務化されました。

また、閲覧書類に「最新の役員名簿」が追加されました。

現 行	改 正 後
備え置く書類 <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・収支計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載した名簿) ・社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ・定款 ・認証に関する書類の写し(県からの認証通知の写し) ・登記事項証明書の写し 備え置く場所 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所 	備え置く書類 <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・<u>年間役員名簿</u>(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載した名簿) ・社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ・<u>最新の役員名簿</u> ・定款 ・認証に関する書類の写し(県からの認証通知の写し) ・登記事項証明書の写し 備え置く場所 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所 ・<u>従たる事務所</u>

改正のポイント

閲覧書類に追加された「最新の役員名簿」は、役員に変更があった都度作成する必要があり、届出時点での役員全員の氏名・住所、役員報酬の有無等が記載された書類です。

役員変更等届出時の添付書類の追加

法第 23 条

ここが変わりました

役員に変更(再任した場合を含む)があった場合に県に提出する「役員変更等届出書」について、変更後の役員名簿(最新の役員名簿)の添付が義務付けられました。

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ・就任承諾及び誓約書の写し(新任の役員のみ) ・住民票(新任の役員のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の役員名簿(最新の役員名簿) ・就任承諾及び誓約書の写し(新任の役員のみ) ・住民票(新任の役員のみ)

改正のポイント

変更後(最新)の役員名簿は、設立認証申請時に提出した役員名簿(役員の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無を記載した書類)を、役員に変更(再任を含む)があった都度修正していくこととなります。

必要な手続き

1 最新の役員名簿の提出

閲覧に供する書類に「最新の役員名簿」が加わったことにより、「最新の役員名簿」を作成し、法人の事務所に備え置くとともに、県に対し「最新の役員名簿」を提出する必要があります。平成24年4月の法施行後最初の事業報告書等提出時に「最新の役員名簿」を添付して提出してください。

なお、事業報告書等提出時まで役員に変更があり、最新の役員名簿を提出済みの法人は不要です。

2 役員変更等届出書への添付

今後、役員変更等届出書を提出する際は、その都度「変更後(最新)の役員名簿」を添付してください。

なお、役員の変更届出は、任期満了と同時に「再任」された場合も含まれます。

また、再任の場合でも法務局への登記が必要になりますのでご注意ください。

定款変更届出時の添付書類の追加

法第25条第6項

ここが変わりました

定款変更の届出時に添付する書類として、社員総会の議事録の写しと変更後の定款が追加されました。

現行の添付書類	改正後の添付書類
・なし	・定款の変更を議決した総会議事録の写し ・変更後の定款

改正のポイント

事業報告書等提出時に、前事業年度に変更があった定款を添付することになっていましたが、今後は定款変更時に変更後の定款を添付することになります。

定款変更に伴う登記完了後の提出書類

法第25条第7項

ここが変わりました

定款変更の認証を受けて登記が完了した場合又は定款変更届出時に登記事項の変更を行った場合は、「定款変更登記完了提出書」に登記事項証明書を添付して県へ提出するようになりました。

現 行	改 正 後
定款変更により登記事項の変更を行った場合、事業報告書等提出時に次の書類を提出 ・変更後の定款 ・登記事項証明書の写しを提出	定款変更により登記事項の変更を行った場合、登記完了後に次の書類を提出 ・定款変更に係る登記事項証明書提出書 ・登記事項証明書

改正のポイント

定款の変更により前事業年度に登記事項に変更があった場合、事業報告書等提出時に、登記事項証明書の写しを添付することになっていましたが、今後は登記完了後に変更後の登記事項証明書を添付することになります。

事業報告書等提出時の添付書類の変更

法第29条

ここが変わりました

毎事業年度終了後、県へ提出する事業報告書等の添付書類のうち、前事業年度に定款変更があった場合の関係書類が添付不要になりました。

【事業年度終了後県へ提出する書類】

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・収支計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載した名簿) ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 <p>(前事業年度に定款変更があった場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・認証に関する書類の写し(県からの認証通知の写し) ・登記事項証明書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに報酬の有無を記載した名簿) ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

改正のポイント

定款変更に伴う変更後の定款は、定款変更の申請または届出の際に添付して、登記事項証明書は登記完了後遅滞なく、定款変更に係る登記事項証明書提出書に添付して、県へ提出するよう改正されました。

その他の事業に係る表記の変更

法第5条第1項

ここが変わりました

その他の事業に係る「収益」という用語が「利益」に変更されました。

現 行	改 正 後
<p>法第5条第1項</p> <p>特定非営利活動法人は、(途中略) 収益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。</p>	<p>法第5条第1項</p> <p>特定非営利活動法人は、(途中略) 利益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。</p>

必要な手続き

定款でその他の事業を規定している場合は、定款上の表記について「収益」を「利益」に変更する必要があります。

また、定款の中で「特定非営利活動に係る事業」及び「その他の事業」以外に、「収益事業」を規定している法人にあっては、今回の法改正を契機に、事業内容の整理についてご検討いただき、定款変更の認証申請手続きを行ってください。

認定事務に関する所轄庁の変更

法第 44 条

ここが変わりました

認定事務に関する所轄庁が「国税庁長官」から「都道府県知事又は政令指定都市の長」へ移管されました。

現 行	改 正 後
国税庁長官	都道府県知事又は政令指定都市の長

改正のポイント

認定事務が都道府県又は政令指定都市の長に移管されたことにより、認証・認定事務が一元化されました。

仮認定制度の導入

法第 58 条

ここが変わりました

設立後間もなく、活動実績が少ないNPO法人にも税制優遇の対象を広げるため、設立後5年未満の法人が一度だけ利用できる制度として「仮認定制度」が導入されました。

仮 認 定 制 度 の 内 容	
仮認定基準	認定要件のうち、PST基準以外の要件を満たしていること
有効期限	仮認定から3年間(更新はありません)
対象となるNPO法人	設立後1年を超え、5年未満のNPO法人

改正のポイント

平成 27 年3月までは経過措置として、設立後5年を経過したNPO法人も対象となります。

(参考) 認定NPO法人になるためには、次の基準に適合する必要があります

- ① パブリック・サポート・テスト(PST基準)に適合すること。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間(2事業年度)が経過していること。

※パブリック・サポート・テスト(PST基準)については、次のいずれかに適合する必要があります。

相対値基準

実績判定期間における経常収入金額に占める寄付金等収入金額が5分の1以上であること。

絶対値基準

実績判定期間における判定基準寄付者(3,000円以上の寄付をした者)が、各事業年度平均で100人以上いること。

条例個別指定

法人が所在する地方公共団体から、寄付金を受け入れた場合に個人住民税の控除対象団体として条例により個別の指定を受けた法人であること。